浴　室　便　所

桁行四・八メートル、梁間三・〇メートル、切妻造、桟瓦葺
附・石敢當　一基
明治六年の刻銘がある

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区	長野県千曲市	千曲市大字稲荷山字町屋敷、字大牧、字釜蓋、字王地、字中通及び字上通の各一部	約一三・〇ヘクタール

○文部科学省告示第百七十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月十日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区	長野県千曲市	千曲市大字稲荷山字町屋敷、字大牧、字釜蓋、字王地、字中通及び字上通の各一部	約一三・〇ヘクタール

○厚生労働省告示第四百六十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（ニュージャージー州を除く。）」を「アメリカ合衆国」に、「ウズベキスタン」を「ウズベキスタン」に改める。

○農林水産省告示第千七百九十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十六年九月八日　第七十五号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般社団法人全国木材検査・研究協会　東京都千代田区永田町二丁目四番三号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　製材及び枠組壁工法構造用製材
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　北海道を除く国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都千代田区永田町二丁目四番三号

○農林水産省告示第千七百九十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、ＣＣＰＢ　ＳＲＬが認定に関する業務を行う事業所について、平成二十六年十二月十五日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月十日

農林水産大臣　西川　公也

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
イタリア　ボローニャ県　ボローニャ市　ヤポ・バロッツィ通り八十六	イタリア　ボローニャ県　ボローニャ市　ヴィアーレ　マシニ三十六

○農林水産省告示第千七百九十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十六年十二月十日

農林水産大臣　西川　公也

石川県輿津地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（輿津東地すべり防止区域標柱九号（平成十七年三月十六日農林水産省告示第五百八号）から標柱九号（上池ヶ原地すべり防止区域標柱五号（昭和五十一年三月二十五日農林省告示第三百十号））までを順次結んだ線、標柱九号から上池ヶ原地すべり防止区域の境界線に沿って標柱十号（既指定区域標柱九号（昭和五十二年三月二十六日農林省告示第三百二号））に至る線、標柱十号から既指定区域の境界線に沿って標柱十一号（既指定区域標柱八号）に至る線及び標柱十一号から輿津東地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

石川県河北郡津幡町

字輿津ミ　三三番	標柱一号
字輿津ケ　五九番一	標柱二号
九五番一	標柱三号
九七番三	標柱四号
一〇二番一	標柱五号
字輿津千　三二番	標柱六号
字輿津フ　五二番	標柱七号
五一番二	標柱八号
字輿津モ　三五番	標柱九号
一番一	標柱十号
字輿津セ　一四番	標柱十一号

○農林水産省告示第千七百九十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十三年五月十一日　第九十七号
二　登録認定機関の名称及び住所
　公益財団法人日本食品油脂検査協会　東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機加工食品
四　登録の有効期間満了日
　平成二十七年五月十日

○国土交通省告示第千百三十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第六項第三号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する電子計算機を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省に設置される電子計算機

附　則

この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千百三十五号

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条の三第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める使用料の額を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

港湾法施行規則第十五条の三第三項の国土交通大臣が定める額は、次に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　重要国際埠頭施設の管理者が負担する使用料の年額　次に掲げる額（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）の合計額

イ　当該重要国際埠頭施設一施設につき五十万円

ロ　当該重要国際埠頭施設に設置されている照合機一台につき十万円（そのうち十台までは、一台につき二十五万円）

ハ　国土交通大臣が当該重要国際埠頭施設に新たに照合機器を設置した場合にあっては、当該設置に要した費用の額に三分の二を乗じて得た額